○国土交通省告示第千百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年九月十一日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－840号	表面仕上材（難燃性塗料）	塗装系－10　ウレタン樹脂系塗料＋エポキシ樹脂塗料	関西ペイント株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号

○関東地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	茨城県稲敷郡阿見町大字小池字坪ノ内二四六五番一から同町大字吉原字馬立一六二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月二日

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
金沢市今町ホ四三番一地内	前	一四・五四～三六・四六メートル
金沢市駅西新町二丁目一二〇二番から同市駅西新町三丁目二一〇八番まで	後	一四・五四～三七・四四メートル
	前	四一・三〇～八九・三五キロメートル
	後	四一・九一～九三・二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	金沢市駅西新町二丁目一二〇二番から同市駅西新町三丁目二一〇八番まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月二日

国会事項

衆議院

裁判員及び同予備員辞職許可

九月三十日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員**葉**梨康弘及び同予備員細野**豪**志の辞職を許可した。

訴追委員及び同予備員辞職許可

九月三十日、議長において、裁判官訴追委員藤原崇、同予備員塩崎彰久及び保岡宏武の辞職を許可した。

辞職通知

九月三十日築山事務総長から石井裁判官弾劾裁判所裁判長及び伊藤参議院事務総長宛、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員**葉**梨康弘及び同予備員細野**豪**志の辞職を許可した旨通知した。

又同日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び伊藤参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員藤原崇、同予備員塩崎彰久及び同予備員保岡宏武の辞職を許可した旨通知した。

人事異動

内閣

（苫小牧簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　狩原　元

願に依り本官を免ずる

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・豊橋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　角田　由佳

願に依り本官並びに兼官を免ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　橋本　泰宏

国家公務員法第八十一条の五第二項の規定により令和九年三月三十一日まで異動期間を延長する（以上九月三十日）

内閣府

上皇侍医　石丸　和寛

願に依り本官を免ずる（九月三十日）

上皇侍医に任命する（十月一日）　松永　圭悟

公正取引委員会

（官房付）内閣府事務官　寺西　直子

経済取引局総務課企画室長に配置換する（九月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、パラオの独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、キプロスの独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
金沢市駅西新町二丁目一二〇二番から同市駅西新町三丁目二一〇八番まで	